

令和2年(2020年)7月30日

長尾秀美(元在日米海軍司令部渉外報道専門官、小説家、ノンフィクション作家)

自称元慰安婦の解放後生活

1. 懺悔

私は懺悔する。

私が慰安婦問題に関心を持って以来もう数年になる。三面記事のような吉田清治氏や千田夏光氏の著作を読んだ時、すでに朝日新聞が訂正記事を出していた。したがって官憲が20万人もの女性を戦地へ強制連行し、性奴隷として働かせたという主張には与(くみ)しなかった。戦前戦中に日本や朝鮮半島で悪質な人身売買があったことまでは否定しないが、それは公娼制度下の例外だったと考えている。

昨年春からの拙著や拙論で私は自称元慰安婦の人格について何度か触れた(注1)。それは挺対協(現正義連)によって人権侵害問題の偶像となった彼女たちが自己を引き裂かれ、人格を失ったと考えたからだ。

私の人格への拘(こだわ)りはマハトマ・ガンジーが残した言葉に由来する。

「信念が変われば、思考も変わる。
思考が変われば、言葉も変わる。
言葉が変われば、行動も変わる。
行動が変われば、習慣も変わる。
習慣が変われば、人格も変わる。
人格が変われば、運命も変わる。」

誰しも自分とは何者か、何のために誰のために生きているのかを常に自問する。そこから信念が生まれ、行動により、人格が作り上げられる。これを人の成長と言う。

人生には教育期、勤労期、引退期がある。自称元慰安婦は貧困や教育制度の不備により、教育期を奪われたまま勤労期に入らざるを得なかった。そして長い勤労期を経て引退期を迎えた時、彼女たちを待ち受けていたのが慰安婦問題だった。

そうした流れを振り返り、私は自分の考えが一面的だったことに気が付いた。彼女たちの長い勤労期に焦点を当てることなく人格を論じていたからだ。

2020年5月7日、李容洙氏が口火を切ったことで、挺対協(現正義連)による慰安婦関連募金や政府補助金の使途が大きな問題になった。一方、彼女は「性奴隷」という言葉に対する嫌悪感を表明した。その後一部有識者は彼女たちの生活に一番必要なのは何だったのかを問い直し始めた。

以上の状況を踏まえ、私は、自戒の意味で、自称元慰安婦の解放後生活を振り返りたい。それが私の懺悔だ。大見えを切ったが、私は朝鮮語ができない。したがってここでは下記資料を参照した。

証言集 A：韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編 『証言 強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』（1993年、東京、明石書店） 証言者：19人

証言集 BI、BII：『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集—南・北・在日コリア編』アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」編 西野留美子・金富子 責任編集（2006年、2010年、東京、明石書店） 証言者：12人と14人の26人（そのうち5人は証言集Aと重複）

2. 証言集に対する疑問

上記証言集は平均すると1人当たり15～18ページの分量になる。信憑性はさて置き、奴隷のような体験は充分書き尽くされている。ただし証言集全般に関し、いくつかの疑問がある。その前提として、証言集Aの巻頭言を下記に抜粋した。（下線は筆者）

〈発刊に当たって〉 尹貞玉挺身隊協共同代表

「真相究明が何よりの急務であろう。過去の新聞や公文書から発見される資料はもちろん重要だ。しかしそれにも劣らず重要なのは、元慰安婦たちの証言である。彼女たちは生きて
いる資料だ。…」

元慰安婦たちに慰安所での体験を聞くことがむごいことだということは承知している。しかしこの問題は…人間の問題である。…。歴史に記録を残さなければならないと思う。」

〈調査に参加して〉 安秉直ソウル大学経済学部教授

「調査を検討するうえで非常に難しかった点は、証言者の陳述がたびたび論理的に矛盾することであった。…。この中でも調査者たちを困らせたのは、証言者が意図的に事実を歪曲していると思われるケースだった。私たちはこのようなケースに対処するために、調査者の一人ひとりが証言者との間に信頼関係を築くことによってそのような困難を克服しようとした。そうして大部分の場合は意図した成果を得ることができたが、どうしても調査を中断せざるを得ないケースもあった。…。一人の証言者に対し大体五、六回以上の面接調査を行った。

この調査に、いたらなかった点がまったくなかったとは断言しない。なぜなら、軍慰安婦の生活のような、人間以下に扱われた経験をありのままにすべてさらけだして証言することは、誰にでも難しいことであり、またこのような調査を短い期間のうちに行うこと

も無理があると思うからだ」。

2.1. 当初 110 人が元慰安婦として登録されたが、証言集 A の調査者が実際に話を聞いたのは半数以下の 40 人で、出版されたのはその中の 19 人の証言だった。安教授が書いた「論理的矛盾」と「事実の歪曲」が理由だと推測されるが、なぜ 110 人→40 人→19 人になったのかを誰も説明していない。除外された 91 人は元慰安婦ではなかったのか。

2.2. これも事実歪曲に関連するが、自称元慰安婦はなぜ事実を述べようとしなかったのか。同性の調査者は彼女たちとの信頼関係構築に務め、面接を数回実施したのだから、彼女たちの胸襟を開くことは可能だったはずだ。さらに言えば、彼女たちは自分たちの証言が女性の権利を守り、ひいては社会的正義を追求するためだと理解していたはずだ。

2.3. 19 人中、6 人の元慰安婦は仮名で証言しているが、そのうち 5 人はなぜ証言集に写真を掲載したのか。

2.4. 証言集 A の 5 人と証言集 B の 5 人の証言は一字一句同じものだ。この重複は証言集 A の残り 14 人に信憑性がないからなのか。

2.5. 証言集の調査者はなぜ慰安婦問題に関する重要事項一覧表を事前に用意しなかったのか。尹氏が書いた真相究明のためには、各証言を項目別に整理することが不可欠だ。これを徹底していれば、各人が慰安婦になった経緯だけでなく、どのような制度の下に戦地で生活していたのかが可視化されたはずだ。しかし調査者が聞き取りを重視した結果、証言集は慰安婦の言い分の羅列になっている。場所や時期が曖昧なままの証言もある。尹氏が述べた「生きている資料」の価値は半減している。

証言集 B は証言集 A より 10 数年を経た後で編纂されているが、A の不備をまったく修正していない。この不備との関連で整理者オ・ヨンジュ氏は以下のように述べている（証言集 B I、pp. 237-238）。（下線は筆者）

「ハルモニの話はよくまとまったメモを順番通り読んでいくかのように、空間の移動が比較的正確だった。…。ハルモニは四度にわたるインタビューの間、ほぼ類似した枠をくり返し（*た）。…。しかし、一方ではハルモニの定型化された記憶からいかにして抜け出せるのか、そしてその前にハルモニの記憶がどうしてこのように定型化してしまったのかを悩むようになった。…。

ハルモニの定型化したインタビューの流れを変えるためには、やむを得ず質問を投げかけるしかなかった。質問には事実的な経験を聞くのではなく、ハルモニの全体的な考えを問うもの、あるいはハルモニの感情の状態を聞く内容を盛り込むことに決めた。」

2.6. 証言集 A も B も下記重要事項に対する総合的判断をなぜか留保している。

①戦地の軍慰安所と日本が国際法上統治していた朝鮮半島、台湾、満州にあった遊郭、日本国内にあった遊郭（釜山、新竹、吉林、大阪、富山、沖縄）との違い。

②両親や近親者や配偶者による人身売買（**金学順**、**黄錦周**、**李用女**、**朴順愛**、**李桂月**、**李玉善**）、身分証明書（**朴酉年**）、年季（韓国在住の**李相玉**、**朴順愛**）、給料（韓国在住の**李相玉**、**朴酉年**、**金順玉**）、貯金や送金（**文玉珠**、**朴順愛**、**朴酉年**、**河床淑**）、手紙の遣り取り（**文玉珠**、**朴頭理**、**吉元玉**）、外出時の買い物、観劇など行動の制限（**呉五穆**、**文玉珠**、**李得南**、**朴頭理**）の有無。

③朝鮮人が慰安婦を仲介し、戦地へ引率し、慰安所を経営していた事例。アーチー・宮本退役米陸軍中佐は、日本の外務省領事部公文書を引用し、朝鮮人慰安婦を擁する慰安所を運営していたのは朝鮮人で、日本人慰安婦を擁する慰安所を運営していたのは日本人だったと書いている（注2）。

3. 調査の限界と拡大解釈

証言集 A により、19 人の自称元慰安婦は当初名乗り出た 110 人、最終的に名乗り出た総数の 239 人、そして一部で主張されている拉致された 20 万人の慰安婦全員の代表となった。その意味では挺対協の意図は成功した。

日本の報道機関はしばしば世論調査を実施する。信頼区間や信頼水準を考慮し、無作為抽出による 2,000 人ほどの被調査者（母集団）に対し、通常、5 割ほどの回答に基づき、その結果を民意として発表している。

自称元慰安婦の場合、証言集 A および B の 40 人は、110 人、239 人、あるいは 20 万人を母集団とする女性から無作為に抽出したものではない。したがって、証言内容には当初からバイアス（偏り）がある。つまりその 40 人は独自に母集団を形成するので、他の慰安婦全員を含めるといふ拡大解釈をするべきではない。これが調査の限界となる。

自称元慰安婦が語った「人間以下に扱われた経験」については、第三者による供述証拠を欠く自己主張に過ぎない。証言全体を眺めると、彼女たちの多くが悪質な斡旋業者と慰安所・遊廓経営者の犠牲になったと結論するのが妥当となる。

4. 解放後の生活

40 人の自称元慰安婦は多少なりとも帰国後の生活を語っている。彼女たちの証言には信

憑性がある。なぜなら「論理的矛盾」や「事実の歪曲」を実生活に加えても、日本政府を糾弾する補強証拠にならないからだ。

証言集 A および B の調査者は、面接時の彼女たちの生活状況に少しは留意していたようだ。彼女たちの生活が一般女性と比べてより苦しければ、その現実と慰安婦という過去に因果関係があると結論付けることができるからだ。

4.1. 朝鮮半島の歴史事情

1945年8月、連合国が勝利したことにより、朝鮮半島は日本から解放された。ところが連合国の思惑により、半島は北緯38度線を境に韓国と北朝鮮とに分断された。北朝鮮は全体主義の道を歩み、韓国は民主主義の道へと進んだ。1950年から3年間は全土が戦争に巻き込まれ、1953年には休戦協定が結ばれた。しかし、朝鮮人は自由に南北を往来することができなかった。韓国社会が高度経済成長の道を歩み始めたのは朴正熙大統領が就任してからの1960年代半ばからだ。1970年代には朴正熙大統領が暗殺されたが、1980年代になってから民主化が進んだ。民主化により女性が発言する機会も増えた。

4.2. 慰安婦就業期間と帰国時期および結婚と出産の有無

自称元慰安婦の就業期間と帰国時期および結婚と出産などについての記録を表〈1〉に抜粋した。

4.2.1. 慰安婦就業期間

自称元慰安婦は、人身売買や就職詐欺や金儲けなどの理由で故郷を離れた。慰安所・遊廓にいた期間は、最短だと2カ月から半年、最長だと9年、平均すると3年3カ月ほどだった。祖国解放後、現地にそのまま定住した女性が数人いるが、数十年後に帰国した女性もいる。

4.2.2. 結婚と出産

生涯独身を通した自称元慰安婦の多くは、尹頭理氏や張秀月氏のように自分の処女性や貞淑さを汚(けが)されたことを強く意識している。これは14世紀末より続いた両班による統治と家父長制にも関連する儒教(守節や殉節による夫への貞節と親への孝節)で培われたものだと推測される。しかし当時の日本や他の国でも男尊女卑が一般的だったし、女性は貞操観念を持たされていた。

彼女たちの生涯未婚率は $8 \div 40 \times 100 = 20\%$ となり、現在の日本(2015年の国勢調査資料:

男子 23.4%、女子 14.1%) に比べるとかなり高い。

異郷での経験は必ずしも彼女たちを男性不信にしていない。これは帰国時に彼女たちがまだ若く、周囲から結婚相手を見つけるようにと言われたからのようだ。29人は伴侶あるいは一緒に住む相手を見つけている。

一方、夫婦間の不妊率は一般的に10%くらいだと言われているが、2015年に実施された日本の国立社会保障・人口問題研究所の調査では、29.3%の夫婦が不妊を心配している。数十年前と比較するのは無理があるが、自称元慰安婦の不妊率は $8 \div 29 \times 100 = 27.5\%$ となる。これらの数値を比べると、1日に20～30人の軍人を相手にしたとされる慰安婦経験が不妊の原因だという即断はできない。11人は1度ならず出産している。

なお、伴侶などの有無に拘わらず、彼女たち12人が養子を迎えて育てている。この事実は、母性本能や社会生活に対する欲求に関わるものだと推測される。解放後の困難な社会情勢の中、この事実は特記すべきだし、社会的に評価されるべきだ。

結婚、妾（愛人）、同棲：29人（慰安婦前の結婚を除く、1人は同居のみ）

独身：8人

不明：3人

出産—11人

不妊—8人（流産1人を含む）

結婚直後に夫が行方不明—1人

不明—3人

養子養育—12人

表〈1〉（*自称元慰安婦の名前の色分けは証言集AとBとでの重複を表示するため）

証言集A

- ①**金学順**：1941年秋までの3カ月。1946年6月帰国：結婚、娘1人息子1人
- ②**金徳鎮**（仮名—写真）：1937年～1940年2月、3月。1カ月後帰国：妾として息子2人娘1人を養育
- ③**李英淑**：1939年12月～1945年8月。1946年1月帰国：同棲、不妊、離婚
- ④**河順女**：1940年（1938年）～1942年。1946年帰国：同棲
- ⑤**呉五穆**：1937年～1945年。同年帰国：後妻、不妊、離婚、養女養育
- ⑥**黄錦周**：1941年～1945年。同年12月初め帰国：孤児3人養育、独身
- ⑦**文必ギ**（王編に基）：1943年～1945年8月。帰国：妾、妹の孫養育

- ⑧李容洙：1945年1月～8月。1946年春帰国：結婚（89年）、離婚
- ⑨李玉粉：1942年～1945年8月。1947年帰国：独身
- ⑩文玉珠：1940年～1941年、1942年7月～1945年8月10日。同年帰国：2度結婚、前夫の息子を養子
- ⑪李順玉（仮名一写真）：慰安婦前、戸籍上結婚と離婚：1938年～1944年末。1945年初頭帰国：同棲
- ⑫李相玉（韓国）（北朝鮮慰安婦と同姓同名）：1936年～1942年、1946年12月帰国：結婚、流産
- ⑬李得南（仮名一写真）：1939年～1942年。1945年秋帰国：妹の子供養育、独身
- ⑭李用女：1942年～1945年。1946年4月帰国：同棲、不妊、相手の息子を養子
- ⑮金台善（仮名一写真なし）：1944年11月～12月。1945年帰国：同棲、娘2人
- ⑯朴順愛（仮名一写真）：慰安婦前結婚、息子出産、夫に売られる：1942年～1943年末。1944年1月帰国：解放後再婚、子供3人
- ⑰崔明順（仮名一写真）：1945年1月～7月。同年末帰国：結婚、息子出産：再婚、娘3人息子1人
- ⑱姜徳景：1944年秋～1945年8月。慰安婦中、出産：1946年1月帰国：独身
- ⑲尹頭理：1943年9月～1945年8月、その間は釜山：独身

証言集 BI

- ①朴永心（北朝鮮）：1938年8月～1944年9月。解放後（？）北朝鮮へ：結婚、不妊、孤児養子
- ②宋神道：慰安婦前結婚、慰安婦中4人出産：1938年～1945年。解放後宮城に：男性と同居
- ③金学順
- ④李桂月（北朝鮮）：1937年～1939年3月。1940年末（？）北朝鮮へ：独身、養子
- ⑤郭金女（北朝鮮）：1939年秋～1941年11月。解放後故郷には戻れず北朝鮮へ：結婚、子供1人
- ⑥朴頭理：1940年～1945年。同年帰国：妾、本妻、息子1人娘3人
- ⑦金英淑（北朝鮮）：1940年～1945年春。1946年北朝鮮に帰国：結婚、不妊
- ⑧黄錦周
- ⑨朴玉善：1941年～1945年。解放後、朝鮮族部落へ、2001年帰国：結婚、娘1人息子1人
- ⑩李玉善：1943年～1945年。2000年帰国：結婚直後、夫行方不明
- ⑪文必ギ
- ⑫姜徳景

証言集BII

- ①朴酉年：1939年8月～1945年。1946年3月帰国：同棲、息子1人、養女数人、再同棲
- ②沈達蓮：1939-40年～1945年。(?)年帰国：不明
- ③吉元玉：1940-41年～1945年(一時帰国在り)。解放後帰国：結婚、家出、歌のファンと同棲、養子
- ④文玉珠
- ⑤張秀月(北朝鮮)：1941年9月～1945年6月。解放前帰国：独身
- ⑥金福童：1941年～1945年。解放後帰国：結婚、不妊、再婚
- ⑦金君子：1942年3月～1945年。解放後、38度線を越え、帰国：同棲
- ⑧金ソラン：1944年～1945年。解放後帰国：結婚、息子3人、離婚、再婚、中絶6回
- ⑨李相玉(北朝鮮)：1943年～(?)年逃走、解放後北朝鮮へ：不明
- ⑩姜日出：1944年～1945年。解放後、吉林に住み、2000年帰国：結婚、息子1人、再婚、娘1人息子2人
- ⑪李宗女(北朝鮮)：1943年7月～1945年。解放後生活の言及なし：不明
- ⑫裴奉奇：慰安婦前、2度結婚：1944年～1945年3月。以後沖縄に住む、独身
- ⑬河床淑：1944年5月～1945年。解放後中国在住：同棲、不妊、同棲、結婚、不妊
- ⑭金順玉：1943年～1945年(?)。解放後中国在住、2005年帰国：結婚、娘2人息子1人、再婚、娘2人、男子養子。

4.3. 職業

現地に残った女性を除き、自称元慰安婦のほとんどは帰国直後に故郷へ帰った。実家に両親などが健在だった場合もあり、行方不明だった場合もある。無一文では帰省できないと考え、釜山や仁川に上陸後、就職した例もある。多くの女性は職業を転々と変えているが、一カ所に定着し、成功した例もある。他人の保証人となり、築き上げた財産を失った例もある。結婚、妾、養女、後妻、同棲により、家事に専念した女性も数人いる。彼女たちは混乱の時代を必死に生き抜いて1990年代を迎えた。批判を受けるのを承知で言うが、彼女たちの生き様(ごま)は称賛に値する。

彼女たちが従事した職業は以下の通りだ。

アヘン売買、アメリカ製品販売、衣料品行商、飲食店経営、飲食店従業員、貸金業、家事手伝い(家政婦)、歌手、看護師、妓生、木こり、協同組合・協同農場従業員(北朝鮮)、下宿屋営業、工場務め、魚売り、酒造り、雑貨屋経営、女中、畑仕事、米軍相手の慰安婦、保険勧誘員、密輸品売買、野菜売り、屋台営業、闇ドル商売、養蚕、旅館経営など

補足だが、韓国在住の自称元慰安婦の9人は調査時点で生活保護を受けている。北朝鮮在住の6人うち、少なくとも2人は同様の保護を受けているようだ。

5. 人生に対する述懐

以下に抜粋したのは自称元慰安婦数人の人生に対する考え方だ。惜しまれるのは、調査者が彼女たちの人格を描こうとしなかったことだ。それらしい記述は多くても数行ずつしかない。彼女たちの強固な意志と長い経験に裏打ちされた考え方は、人生に関する卓越した知見を老若男女に与えたかもしれない。(下線は筆者)

金徳鎮：「日本も悪いけれど、その手先をした朝鮮人はもっと憎い。韓国政府に言いたいことがたくさんあります。韓国政府も私たちに補償してくれなければなりません。」

李英淑：「日本人だけでなく、朝鮮人も自分が生きて行くために人を踏みつけてきたのだから、悪いのは同じだと思います。…。補償が出ようと出まいと関係ありません。いつ死ぬかわからない身だからです」。

黄錦周：「いまからでも、他人から無視されずに残された人生を、苦しい人達の手助けをしながら、他人の世話にならずに生きて死ねたらと願っています」。

李得南：「人間は、持って生まれた運命に順応して生きればいい。それ以上望みを大きくして欲張ると、今の幸せも逃してしまう。私にはもう大きな望みはありません。昔は大変激しい性格でしたが、若い人生をあのような場所で生きてきたので、今は人と会うのも怖いし、ただ静かに一人でいたいです。」

金台善：「すべて先祖たちの罪悪の性だと思います。生まれた国があまりにも貧しかったからでしょう。私が当時(若い時)結婚していたとしても、慰安婦になっていたかもしれないし、そんな時代に生まれたのが私の運命だと思います」。

朴順愛：「私はこれから先、祖国が発展するのに少しでも役立てばと願って申告したのでした。私たちの民族が二度と他の国の奴隷になってはいけません。」

尹頭理：「もう一度女に生まれ変わりたい」。今のようにいい世の中で、いい両親のもとで勉強をいっぱいして、いい人のところに嫁に行き子どもを産みたい。」

沈達蓮：「うちの仏さまはほんとに靈驗あらたかなんですよ。それで、私は毎日に、知恵

が浮かぶようにしてくださいますよ、ご本尊様がなんとかして人間になるようにして下さい、他の人ともいっしょに付き合っていけるようにして下さいから、毎日すごせるんです。」

吉元玉：見知らぬ女性が産んだ子を養子にしたことについて、「息子に神学大学の大学院まで行かせた。天のお父様に感謝」。

金ソラン：「(今の夫) は大学も卒業していました。(姉を通じ、過去を打ち明けた後) それでも私がいって言ってくれたのです。「過去のことなのに、何が問題なのか」と。私は心の中で「本当に勉強した人は違うんだな」と思いました。」

姜日出：「従軍慰安婦は金を稼ぐために行った。我々は強制的に無理やり連れて行かれた慰安婦。」

河床淑：「私は1962年から10年ちょっと前まで、紡績工場で働いた。仕事を模範的によくやると新聞にも出た。中国人の工場で、ちょっとでも仕事ができなければ、朝鮮人は仕事もできないといわれるからと思って、熱心に働いた。1992年には、和やかなよい家庭だという賞ももらった。」

(補足) 姜徳景：1992年、ナムムの家に入居後、絵画に手を染める。

6. 挺対協の方針と考察

挺対協には日本を糾弾するという大義名分があるので、自称元慰安婦個人々の生活は二の次だったかもしれない。しかし先に述べたように、9人が生活保護を受けていた。研究者の多くは、「その事実こそ彼女たちの過去に起因する。だからその原因を作った加害者に正義の鉄槌を下さなければならない」と主張するだろう。挺対協による鳴り物入りの運動は実際に彼女たちの境遇を改善したのだろうか。募金の一部を彼女たちに支給し、支援施設ナムムの家を提供しただけで彼女たちは満足したのだろうか。

同施設職員の矢嶋幸国際室長は、2020年5月28日、共同通信に対し、「ナムムの家が、寄付金を入居する被害者のために使っていない」と内部告発している。その矢嶋氏は、2005年、入居者に関する興味深い観察を小論に書いている(証言集BI, pp. 255-257)が、これを境遇の改善とは言わない。

「(9人しかいない自称元慰安婦同士で) お互いの意地をかけた口喧嘩が展開される。私に言わせれば、普通(そこらにいる普通のおばあちゃん) どころかその何倍も姑息で欲深で

めったなことではへこたれない、怖いものなし揃いだ。人間だれしも裏と表の顔を持っているわけだが、この女性たちが見せる裏の顔は一緒にいるものをとてつもなく不快にさせると同時に、愉快にもしてくれる」

本来、挺対協の運動方針の柱は、

- (1) 日本政府の責任を追及し、謝罪させ、損害を賠償させる、
- (2) 自称元慰安婦の生活を物心両面で支援する、

で、その2つは荷車の両輪として推進されるべきものだった。

挺対協は彼女たちを国内の水曜デモなどに参加させたり、国外で慰安婦碑や慰安婦像関連の行事に参加させたり、議会などの証言台に立たせたりした。たしかに彼女たちの体験を公けにすることで、日本を含め、世界に人権侵害を訴えることはできた。(1)はほぼ成功している。

慰安婦問題について鄭鎮星ソウル大学教授は、『被害者のための“具体的な、解決策を求めて』という小論で、「(慰安婦) 制度を産出した社会的条件である戦争と民族差別、家父長制をなくすことがより根本的な解決策になるだろう」と述べている(証言集BⅡ、pp. 381)。

鄭教授が述べたやや抽象的な3つの要因を簡単に考察する。①戦争とは人類普遍の利害の衝突から発生するので、地政学的観点からは必ずしも日本だけに非があるわけではない。②民族差別とは日本が朝鮮半島を植民地化したことに起因するもので、日本人に対し、朝鮮人を二級市民として扱ったことに対する批判だ。近世の植民地帝国主義の下、西洋諸国はどこにおいても現地人を搾取した。この事実は日本の免罪符にはならない。③家父長制度は近代まで国を問わず存在していた。殊に朝鮮半島の場合、同制度は5世紀にもわたる李朝時代の遺産として大きな影響を朝鮮人に与えてきた。この要件を日本の責任だとするのは妥当ではない。蛇足になるが、慰安婦制度は朝鮮半島が起源ではなく、江戸時代からの売春制度が発展したものとして認識する必要がある。

以上の事柄を勘案すると、鄭教授の解決策は挺対協が将来取り組むべき課題だと解釈される。したがって彼の持論を(1)と同列に置いて捉えるべきではない。

では(2)はどうか。内面的欲求や生活安定に関する限り、挺対協は引退期を迎えていた彼女たちを満足させてきたとは言い難い。彼女たちの行動や意思決定にまで干渉し、彼女たちを偶像化させることで自我を引き裂いた。言い換えると、彼女たちは言論人に利用されるだけの道具になり、人生に対する自分自身の知見を誇りに思うような機会は与えられなかった。

誠実な人と不誠実な人、双方ともに歴史に名を連ねはする。世間が評価するのは前者で、後者ではない。挺対協は判断を誤り、拭いきれない汚点を残した。現時点で今回の不正経理騒動がどう落ち着くかは不明だが、挺対協を引き継いだ正義連は、どのような形にしる、出発点に戻り、(2)を再考し、具体策を講じなければならない。時間はない。

「真実」には心地良い響きがあるけれど、「真実の糊塗(こと)」はいただけない。

最後に断っておく。人権侵害行為に対しては責任の所在を追求しなければならない。朝鮮女性が慰安婦として戦地で働くことになったのは、日本政府が朝鮮半島に公娼制度を導入した1916年以降、戦域を拡大したことによる。同制度は慰安婦の権利を保護するために慰安所経営者にいくつかの義務を負わせているが、制度自体は人身売買を間接的に認めるものだ。したがって当時の日本政府に落ち度がなかったとは言えない。しかし、今日的な観点から同制度を批判するのは妥当ではない。自称元慰安婦が語った「人間以下の扱い」については、貪欲な慰安所・売春宿経営者による不法行為を追及するのが妥当だ。

注1：『慰安婦（公娼）関連用語一解説』（2019年4月）、『映画「主戦場」について』（2020年3月）、『Korean Puzzle』（2020年4月）、『正義連騒動の展開』（2020年6月）、『自称元慰安婦、李容洙氏の叫びとは』（2020年6月）

注2：Miyamoto, Archie. (2017). *Wartime Military Records on Comfort Women*. 2d Edition. Amazon Fulfillment, pp. 37-39